

スモンに関する調査研究費に係る不正防止計画

令和3年2月1日
健康福祉部健康推進課

「スモンに関する調査研究費の管理・運営規程」（以下「管理・運営規程」という。）及び「スモンに関する調査研究費の会計経理事務取扱要領」（以下「会計経理事務取扱要領」という。）に基づき、不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり定める。

1 目的

不正防止計画は、スモンに関する調査研究費（以下、「研究費」という。）の不正使用、不正受給や研究成果の捏造、改ざん、盗用等の不正行為（以下「不正行為」という。）を防止することを目的とする。

2 責任体制の明確化

不正行為の防止等における責任体制は、管理・運営規程第9条に定めるところによる。

3 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

(1) 不正防止に関する規則の適正な運営・管理

管理・運営規程や会計経理事務取扱要領等の適正な管理・運営のため、コンプライアンスや研究倫理教育等を、最高管理責任者が、当該研究活動に関わる職員（以下「研究班職員」という。）に実施する。

(2) 研究費に関するルールの周知徹底

最高管理責任者は、研究班職員にコンプライアンスや研究倫理教育等を受けることが義務であることを理解させ、研究費に関するルールの周知徹底を図る。

(3) 関係者の意識向上

研究費の交付を受ける研究班職員に対し、管理・運営規程等の遵守や研究活動における不正行為を行わないことを誓約する誓約書（管理・運営規程6条第2項様式1）の提出を求め、不正防止の意識向上を図る。また、取引事業者に対し、必要に応じて、誓約書（管理・運営規程第11条様式2）の提出を求め、不正防止の意識向上と適正な取引の実施を図る。

(4) 研究データの保存・開示

最高管理責任者は、研究データが適切に保存されていることを研究班職員に対して定期的に確認する。

4 研究費の適正な管理・運営活動

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

5 不正防止の取組みに関する情報発信

不正防止計画をホームページ等で公表し、情報発信を行う。

6 不正防止計画の点検・評価

不正使用等を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画の点検・評価を行う。